障害福祉サービス事業所等の主な義務化について（その１）

	項目	対象サービス	内容	義務化開始	（参考）R6報酬改定案
1	感染症対策の強化	全サービス	①　委員会の開催 ②　指針の整備 ③　研修の実施 ④　訓練（シミュレーション）の実施	R6.4.1～	
		施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設	（R6条例改正に係る事項　再掲　） ⑤　施設等は第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めるよう努める ⑥　施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、発生時の対応を協議	R6.4.1～ （⑤は努力義務）	➢ 障害者支援施設等感染症対策向上加算（Ⅰ）【新設】 • 平時から一定の体制を構築している場合等に評価（10単位/月） ➢ 新興感染症等施設療養加算【新設】 • 発生時に適切な感染対策を場合に評価（240単位/日　１月5日限度）
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①　業務継続に向けた計画等の策定 ②　研修の実施 ③　訓練（シミュレーション）の実施	R6.4.1～	➢ 業務継続計画未策定減算【新設】 • 感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合減算（所定単位数の１％または３％） • 一定程度の取組を行っている場合の経過措置設定（１年間または３年間）
3	障害者虐待防止の推進	全サービス	①　研修の実施 ②　委員会の設置、委員会での検討結果を従業員に周知 ③　責任者の設置	R4.4.1～	➢ 虐待防止措置未実施減算【新設】 • 左記内容の基準を満たしていない場合減算（所定単位の１％）

障害福祉サービス事業所等の主な義務化について（その２）

	項目	対象サービス	内容	義務化等開始	（参考）R6報酬改定案
4	身体拘束等の適正化の推進	全サービス（自立生活援助、就労定着支援、相談系を除く）	①　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ②　委員会の設置、委員会での検討結果を従業者に周知 ③　指針の整備 ④　研修の実施	①H24～（訪問系以外） ①R3.4.1～ ②～④ R4.4.1～	➢ 身体拘束廃止未実施減算【見直し】 • 施設、居住系サービスについて減算額引き上げ（１日５単位→所定単位数10%） • 訪問、通所系サービスの減算額見直し（１日５単位→所定単位数1%）
5	ハラスメント対策の強化	全サービス	適切なハラスメント対策への対応強化 ① 方針等の明確化 ② 従業者への周知・啓発 ③ 担当者の設置	R３.4.1～	
6	情報公表未報告の事業所への対応	全サービス	➢ 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システムによる情報公表をしなければならない ➢ 県知事等は、指定更新申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認する	H30.4.1～	➢ 情報公表未報告減算【新設】 • 報告がされていない場合、所定単位数を減算する。 • 療養介護、施設系は所定単位数の１０%、それ以外は所定単位数の５%